

# 第17回 国と地方のシステムWG

## 水道分野における取組について

平成31年3月15日



ひと、暮らし、  
みらいのために

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

# 水道分野におけるコンセッション方式導入の取組みについて

- 平成23年のPFI法改正によりコンセッション方式が創設。
  - 水道事業については、住民に対する給水責任を民間事業者に負わせる形であれば、同法に基づきコンセッション方式の導入が可能。
- 日本再興戦略（平成25年6月）（抄）
  - 空港、上下水道、道路を始めとする公共施設について、新しい価値を生み出す経営手法である公共施設等運営権制度（いわゆる「コンセッション」）の導入を推進する。
- 日本再興戦略改訂2014（平成26年6月）（抄）
  - 公共施設等運営権方式について、2016年度末までの3年間を集中強化期間に設定し、この期間内に達成すべき数値目標（空港6件、上水道6件、下水道6件、道路1件）を設定する。
- 未来投資戦略2018（平成30年6月）（抄）
  - 空港、上下水道、道路、文教施設、港湾などの重点分野のコンセッションの取組を強化する。
- 官民連携の推進など、水道の基盤の強化を図るための施策の拡充を内容とする「水道法の一部を改正する法律案」を国会に提出。【平成30年12月に成立】
  - 第193回通常国会、第196回通常国会、第197回臨時国会

| 記載内容  | 進捗状況   |
|---|--|
| <p>□ 空港、上下水道、道路、文教施設、港湾などの重点分野のコンセッションの取組を強化する。</p> <p>□ 「PPP/PFI 推進アクションプラン(平成30年改定版)」(平成30年6月15日民間資金等活用事業推進会議決定。以下この節において「アクションプラン」という。)の従来からのコンセッション重点分野である空港、上水道、下水道、道路、文教施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設及びMICE施設に加え、新たに重点分野とされた公営水力発電及び工業用水道について、数値目標達成に向けた取組を強化する。</p> <p>※【PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)(抄)】</p> <p>② 水道</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度から平成30年度までを集中強化期間として、6件の具体化を目標とする。</li> </ul> | <p>これまでに6つの地方自治体において、資産評価(デューデリジェンス)又は同等の検討が終了</p> |

| 地方公共団体 | 備考  |
|--------|---|
| 大阪市    | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年2月・平成28年2月に実施方針に関する条例改正案を議会に提出(成立せず)</li> </ul> |
| 奈良市    | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年3月に実施方針の条例案を議会に提出(成立せず)</li> </ul>              |
| 宮城県    | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度に資産評価(デューデリジェンス)、マーケットサウンディングを実施</li> </ul>    |
| 浜松市    |   |
| 伊豆の国市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度に資産評価(デューデリジェンス)を実施</li> </ul>                 |
| 村田町    |   |

※奈良市の導入可能性調査、村田町の資産評価(デューデリジェンス)の実施にあたっては、厚生労働省の交付金等を活用

# 水道分野における官民連携推進協議会

我が国の水道分野(水道事業及び工業用水道事業)が抱える様々な課題に対して、コンセッション方式を含む官民連携の推進や広域化など多様な形態による運営基盤の強化を推進することが不可欠である。そのため、厚生労働省と経済産業省が連携し、官民連携に一層取り組みやすい環境を整え、水道事業者等と民間事業者との連携(マッチング)を促進することを目的とした「水道分野における官民連携推進協議会」を全国各地において開催している。

## 平成30年度の実施内容例

### ○先進事例及び国の取組の発表

- ・水道事業者及び民間事業者の取組発表(例)
  - 下水道事業へのコンセッション方式の導入について(水道事業者)
  - 上工下水一体官民連携運営について(水道事業者)
  - 官民連携の導入事例と参考ツールについて(民間事業者)
- ・厚生労働省、経済産業省の取組発表

### ○グループディスカッション

水道事業者は事業が有する課題、民間事業者はそれぞれが有する水道に関する技術・事業内容を発表し、ディスカッションする。

### ○フリーマッチング

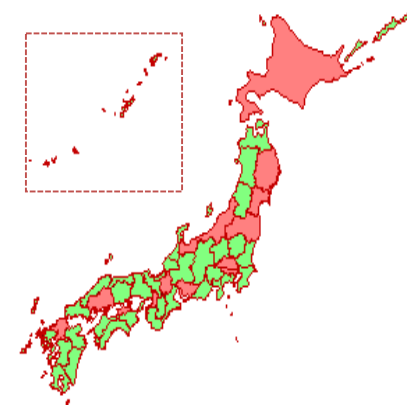
民間事業者が、それぞれ希望する水道事業者と自由に意見交換を行う。

## 開催実績

| 年度     | 開催実績  |
|--------|---|
| 平成22年度 | 3回  |
| 平成23年度 | 3回  |
| 平成24年度 | 5回  |
| 平成25年度 | 4回  |
| 平成26年度 | 4回  |
| 平成27年度 | 4回  |
| 平成28年度 | 4回  |
| 平成29年度 | 4回  |
| 平成30年度 | 第1回(8/20) : 埼玉県<br>第2回(10/15) : 福島県<br>第3回(12/3) : 熊本県<br>第4回(2/15) : 愛知県 |



グループディスカッション



■ : 既開催都道府県

### ※平成30年度参加実績

- (第1回: 16水道事業者、36民間事業者、85人)
- (第2回: 14水道事業者、34民間事業者、83人)
- (第3回: 14水道事業者、38民間事業者、108人)
- (第4回: 15水道事業者、30民間事業者、78人)

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

**改正の概要****1. 関係者の責務の明確化**

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等（水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

**2. 広域連携の推進**

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

**3. 適切な資産管理の推進**

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

**4. 官民連携の推進**

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。

**5. 指定給水装置工事事業者制度の改善**

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。

※各水道事業者は給水装置（蛇口やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

**施行期日**

公布の日（平成30年12月12日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（ただし、3. ②は施行の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日までは、適用しない。）

# コンセッション方式の導入に伴う懸念への対応について

- 平成23年のPFI法改正によりコンセッション方式が創設されたが、地方自治体が水道事業の認可を返上し、民間事業者が新たに認可を受けることが必要。
- このため、今回の水道法改正は、公の関与を強化し、地方自治体が水道事業者としての位置づけを維持しつつ、**厚生労働大臣の許可を受けてコンセッション方式を実施可能**にしたもの。
- コンセッション方式は、あくまで官民連携の選択肢の一つ。住民サービスの向上や業務効率化を図る上でメリットがある場合に、**地方自治体が議会の議決を経て、地方自治体の判断で導入**するもの。

## 1. 水の供給責任

### 水道法

水道事業者として**住民に水を供給する責任は、従来通り市町村**が負う。

## 2. 事前の対応

### 水道法改正

### PFI法

- コンセッション方式を採用するかどうかやその内容については、地方自治体が、PFI法に基づき**条例で定め**るとともに、運営権の設定に当たり、**議会の議決**が必要。
- 地方自治体は、PFI法に基づき、あらかじめ**料金の枠組み(上限)**を条例で定めるため、コンセッション事業者はこの枠組みの範囲内でしか料金設定できない。
- 更に、地方自治体は、PFI法に基づく**実施方針や民間事業者との実施契約**の中で、設備投資を含めた業務内容や管理運営レベルの他、災害等の非常時における対応をどこまで委ねるかなどを明確に定める。
- これらに加え、今回の法改正により、厚生労働大臣がそれらの内容を確認した上で、**許可**。

## 3. 事後の対応

### 水道法改正

### PFI法

地方自治体は、PFI法に基づき、**モニタリング**を実施し、早期に問題点を指摘・改善。  
これに加え、今回の法改正により、厚生労働大臣が直接、民間事業者の**報告徴収・立入検査**を実施。